

ポイント解説

## 中核機関を広域設置するときのパターン

中核機関の設置に際して、単独自治体で整備するのか、複数の自治体が連携して整備するのか、あるいは、単独整備と広域連携を組み合わせる等多様な整備のパターンがあります。

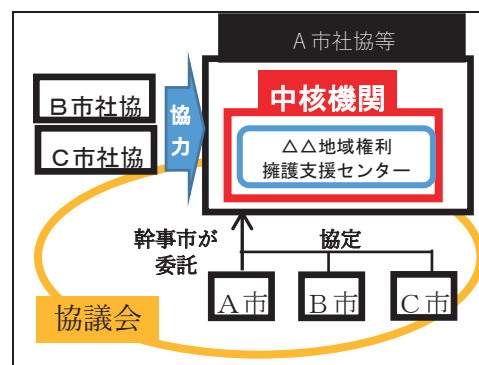
このポイント解説では、事例集で取り上げている整備パターンを整理します。

### 1 複数市町村が「広域」で委託

#### (1) 幹事自治体の委託

複数の市町村が協定を締結し、幹事を決め、幹事自治体が社会福祉協議会やNPO・一般社団法人等に中核機関を委託する場合があります。

定住自立圏の枠組を活用した取組では、定住自立圏における「中心市」が委託を行うパターンがみられます。

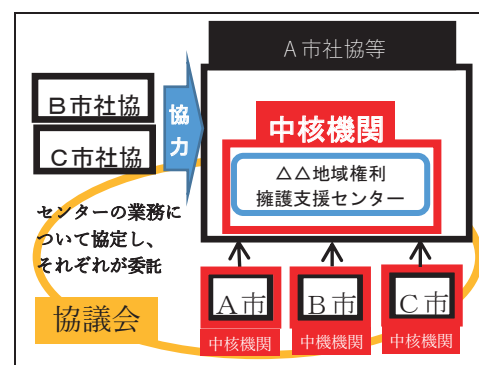


事例 P.31旭川市、P.119飯田市、等

#### (2) 各市町村が委託

複数の市町村が協定を締結し、それぞれ、社会福祉協議会・NPO、一般社団法人等に中核機関を委託する場合があります。

事例 P.43釜石市・遠野市・大槌町、  
P.115伊那市他、等



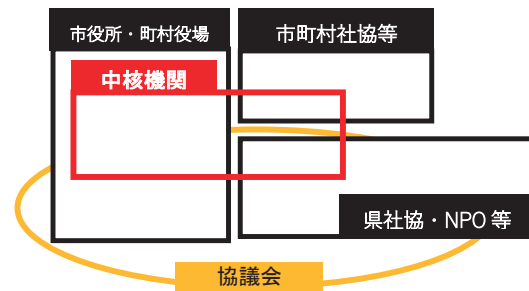
複数市町村の委託による広域整備の場合、中核機関を広域で一か所とする場合（パターン4の(1)）と、一時相談を担当する各市町村の窓口も中核機関とする場合（パターン4の(2)）があります。この組み合わせが逆になることも想定されます。

## 2 その他の広域連携

### (1) 機能分散型

役所直営に加えて、市町村社協、さらに県社協や広域NPO等への委託により、機能を分散させて中核機関を整備しているパターンがあります。

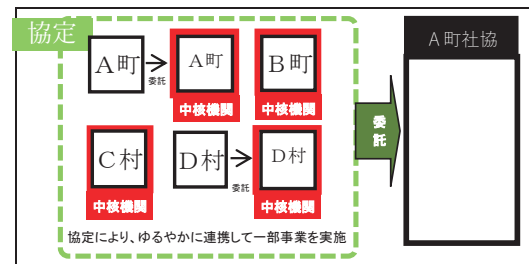
この場合、県社協や広域NPOに委託する機能を近隣市町村とシェアしていることもあります。



事例 P.79志木市、P.223三豊市 等

### (2) 緩やかな連携

各市町村でそれぞれが中核機関の整備を行いつつ、単独自治体では行いにくい特定の事業のみを共同で実施する協定を期間限定で締結し、社会福祉協議会やNPO・一般社団法人等に委託する、緩やかな連携パターンがあります。



事例 P.27京極町 等